

中小企業経営者のための 相続税・贈与税入門セミナー

～事業のこれからについて考えはじめませんか～

平成23年度税制改正で平成23年4月から実施される予定であった相続税の基礎控除額の引下げや税率構造を6段階から8段階に増やし課税区分6億円超については最高税率を55%に引き上げなど、相続税については今後大きな増税が予定されます。

中小企業経営者にとって、**相続や贈与対策は将来を見据えた総合的な観点で行う必要があります**ので、相続税や贈与税それぞれの内容について認識していただくためのセミナーを開催いたしますので奮ってご参加下さい。

内容

1. 相続税と贈与税の基本
2. 事業承継
3. 事例紹介 など

事業承継は自社には必要ない！
まだピンと来ないという方は、

裏面もご参照下さい。

講師紹介

川野 秀明 氏

川野秀明税理士事務所・税理士・米国税理士
福岡商工会議所事業承継専門相談窓口 担当専門家

税理士事務所に2年、民間企業に1年間勤務しながら税理士試験に挑戦し、1997年に合格。翌年98年に川野秀明税理士事務所を開業。2005年米国税理士(EA)試験合格[受験地: ニューヨーク]。

福岡商工会議所専門相談窓口専門家・中小企業基盤整備機構経営支援アドバイザー。



日時

平成24年 2月8日(水)
14:00～16:30

参加無料

場所

福岡商工会議所 5階 501会議室

福岡市博多区博多駅前2-9-28 福岡商工会議所ビル5階

- JR博多駅 博多口より徒歩約8分
- 地下鉄空港線 祇園駅より徒歩約3分

お申込方法

■ 下記のお申し込み用紙を、切り取らずにFAXにてお送り下さい。(FAX:092-482-1523)

■ 福岡商工会議所ホームページからもお申し込み頂けます。
<http://www.fukunet.or.jp/>

対象

経営者又は経営幹部、後継予定者
相続・贈与でお悩みの事業主 など

定員

50名(先着順・事前にお申し込みください)

■ 定員に達しお断りする以外はこちらから連絡致しません。

主催 お問い合わせ

福岡商工会議所 経営支援グループ
TEL:092-441-2161 担当:本松・鯉川・石村

切り取らずにご送付ください

参加申込書

申込先/FAX 092-482-1523 福岡商工会議所 経営支援グループ行

(フリガナ)			
企業・事業所名			
住所	〒		
TEL		FAX	
(フリガナ)			
お名前		所属・役職	
(フリガナ)			
お名前		所属・役職	

お問い合わせ:福岡商工会議所 経営支援グループ TEL:092-441-2161 担当:本松・鯉川・石村

※本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、本事業の実施のために利用するほか、当所からの各種連絡・情報提供等に使用させていただきます。

まだ事業承継を考える必要は無い
自社の将来を考える余裕が無い

..とお考えの経営者・
後継候補者の方へ

5年後・10年後、今の事業をどうされていますか？

福岡商工会議所では、事業の今後を考えるための相談窓口・セミナーを設けています

事業バトンタッチを行なう際の問題点

お金(税金)の問題

* 事業を譲る際に発生する、多額の相続税・贈与税。

税額によっては、事業や事業用の資産を
手放さざるを得ないことも！？

[後継者が事業へ売却]するという方法もありますが..

- ・メリットとして、相続税、贈与税は原則としてかからない。
- ・一方、適正価格で売却を行わないと、贈与とみなされ課税対象となる恐れがある。
- ・買い取るための資金が必要。公的な融資制度もあるが、十分な金額が確保できるか・審査で可決されるか、わからない。

事業の問題

* 経営者の交代の際には、入念な準備が必要です。

後継者教育、社内からの理解、
主要取引先・金融機関への説明。
事業のバトンタッチの際には、
沢山の問題が待ち受けています。

[中小企業に対する事業承継アンケート]

Q:円滑な事業承継に向けての課題

A:役員や従業員から支持や理解をえること..中企業の43.9%
取引先との関係を維持すること..小企業の41.7% 中企業の37.8%

出典:「中小企業の事業承継に関するアンケート結果」日本政策金融公庫総合研究所(2010)
*あてはまる全ての項目に回答してもらう方法で調査を実施。
*事業承継の決定企業・未定企業の回答を合計したモノ。

* 計画的な贈与(暦年課税制度・
相続時精算課税制度)の活用による節税

=基礎控除の範囲内で、計画的に贈与を行なう必要や、
届出書や申告書の提出が必要です。

* (株式会社の場合)
相続税の納税猶予制度の活用

=後継者への承継を行なう前から、事前に経済産業局への
申請手続が必要です。(経済産業大臣の確認を受けることが必要)

* 後継者向けの経営者教育セミナーの受講

* 権限と責任の委譲の方法を検討

* 会社法や税法との適合性の確認

* 事業承継のステップをどう進めていくか
事業承継計画の策定

* 今回のセミナーの聴講から始めませんか？

* 福岡商工会議所では、
事業承継(税務)専門相談窓口を開設しています。
ご相談は無料にて承りますので、まずはご相談下さい。
・資産価値算定、書類の作成など、無料相談で対応できないこともあります。

* 福岡事業承継セミナーを開催する予定です。

* 福岡商工会議所では、
事業承継専門相談窓口を開設しています。
事業承継の支援経験のある専門家が対応いたします。
・資産価値算定、書類の作成など、無料相談で対応できないこともあります。

イザという時、頼りになるのは「事前」の準備です。

福岡商工会議所では、事業承継・事業の引継ぎに関する相談窓口を設けています。
無料・秘密厳守でご相談を承りますので、ぜひ御活用下さい。

福岡商工会議所 事業承継専門相談窓口

税の問題・事業承継の進め方・後継者の問題など、承ります。

毎週月曜日(10:00~16:00)
事前にご予約下さい(TEL:092-441-2161)

福岡商工会議所 事業引継ぎ支援センター

2011年2月中旬開設予定/事業の売却など事業引継ぎに関する相談を承ります。

(開設予定)毎週金曜日(10:00~16:00)
事前にご予約下さい

お問い合わせ：福岡商工会議所 経営相談本部 経営支援グループ TEL:092-441-2161